

令和7年第5回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602

令和7年3月26日(水)

15時45分～16時40分

出席委員

教 育 長

安 原 敏 光

教育長職務代理者

高 橋 正 明

委 員

小 野 武 也

委 員

京 楽 千恵美

委 員

蔭 地 美 紀

事 務 局

教育部長

石 原 洋

次長兼教育振興課長

景 山 泰 良

学校給食課長

紙 田 敬 久

学校教育課長

山 森 一 徳

次長兼生涯学習課長

門 康 樹

スポーツ振興課長

折 野 由 紀

文化課長

中 川 卓 司

書記 教育振興課専門員

大 下 有 子

書記 教育振興課主任

藤 田 崇 文

議	題
三教委議第3号	三原市立学校管理規則の一部改正について（公開）
三教委議第4号	三原市招致外国青年任用規則の一部改正について（公開）
三教委議第5号	三原市青年の家設置及び管理条例施行規則の廃止について（公開）
三教委議第6号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について（非公開）
三教委議第7号	三原市立中学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第8号	三原市学校運営協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第9号	三原市スポーツ推進委員の委嘱について（非公開）
三教委報第5号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 ただいまから、令和7年第5回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、小野委員と蔭地委員にお願いします。

それでは、令和7年第2回定例教育委員会会議、令和7年第3回臨時教育委員会会議及び令和7年第4回臨時教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記 (令和7年第2回定例教育委員会会議、令和7年第3回臨時教育委員会会議及び令和7年第4回臨時教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 議事録を承認します。

安原教育長 それでは、議事に入ります。本日の議案報告事項のうち「三教委議第3号」から「三教委議第5号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思います。審議の進め方については、次第に沿って行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同承認)

安原教育長 それではそのように取り扱います。それでは「三教委議第3号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 それでは7ページをご覧ください。「三教委議第3号 三原市立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。

この提案の理由でございますが、7ページ下段にありますように、労働安全衛生規則の一部改正に伴い、三原市の学校管理規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出したものでございます。内容につきましては、8ページにお示ししております新旧対照表の右側をご覧ください。

下線を引いてあるところの化学物質管理者、それから、保護具着用管理責任者を学校に置くことが、労働安全衛生法施行令の一部改正で必要となったため、管理規則を一部改正するものでございます。よろしく願いいたします。

安原教育長 説明を受けました。何かご質問ご意見がありますか。

高橋委員 8ページの縦2のところの、新しく加わってくる部分も含めてですが、防火管理者、衛生管理者又は衛生推進者、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者は、研修を受けて、何か許可証みたいなものを得る必要があるのでしょうか。

山森学校教育課長 お尋ねがありました4つのうち、防火管理者につきましては、講習を受け、資格をもらうものでございます。衛生管理者につきましても、同様です。この2つについては、必ず資格を有しておかないといけないということになっています。このたびの、化学物質管理者と保護具着用管理責任者につきましては、特段、資格が必要なものではございません。

研修等につきましては、必要であるとは書いてありませんが、何らかの知識を求めるものが出てくるかと思いますので、しっかり管理職に対して周知を図って参りたいと思っております。

安原教育長 その他何かありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第3号について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第3号」は原案どおり可決されました。続いて、「三教委議第4号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 9ページをご覧ください。「三教委議第4号 三原市招致外国青年任用規則の一部改正について」ご説明させていただきます。

改正内容につきましては、12ページの提案理由です。語学指導等を行う外国青年招致事業の令和7年4月1日以降の報酬額や、各種休暇制度等に変更があったため、この案を提出するものでございます。

13ページをお開きいただきください。主なものだけご説明いたします。13ページの下の方にあります、第6条のALTの報酬が全国一律で改定されましたので、それに合わせて、規則を改正するものでございます。

15ページをご覧ください。特別休暇のところで、(13) これまで小学校就学の始期に達するまでの子を、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に改正しております。

16ページの(17)は、骨髄移植等に関する事案が生じたとき休暇を取ることができるよう、追加したものでございます。

続きまして17ページ、(21)アンダーラインを引いている最後のところ、下から4行目になります。これまで夏季休業は7月から9月までの期間ということになっていましたが、使用が困難と認められる場合は6月から10月まで期間を広げるものでございます。

さらには、17ページにあります育児休業の部分、それから17から18ページに大きな追加事項等々がございますが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の内容に基づいて、このJETプログラム事業の規則をそれに準じて、改正するものでございます。簡単ではございますが以上となります。よろしくお願いいたします。

安原教育長 説明を受けました。何かご質問ご意見ございますか。

高橋委員 念のための確認ですが、16ページの(17)の最後のあたり「やむを得ないと認められるとき 必要と認める期間」とありますが、必要の前に一文字開けているのは、それで適切なのかということと、「認められるとき」という表現ですが、「認められる場合」ではなくて良いのかということ、右側の一番上から2行目に「認められる場合」がありますが、そこには「認められる場合」と書いてありますが、「認められるとき」という表現で良いのかという確認です。

山森学校教育課長 「とき」と「場合」の使い分けにつきましては、(17)の案件が、JETプログラムが示す規則のそのままの文言を使用してるものでございますので、表現としては、JETプログラムで示してる規則ですから、間違いはないと思ってます。

ただ「場合」と「とき」とどちらが正しいのかということにつきましては、ここでお答えすることは難しいので、後にお答えさせてください。

高橋委員 報告は必要ないので、確認だけしてください。

安原教育長 その他、ご意見ございませんか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第4号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第4号」は原案どおり可決されました。続いて、「三教委議第5号」について事務局から説明願います。

門次長兼生涯学習課長 それでは20ページをお開きください。「三教委議第5号 三原市青年の家設置及び管理条例施行規則の廃止について」説明いたします。

これは三原市青年の家設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように制定するものであります。制定する規則は、三原市青年の家設置及び管理条例施行規則を廃止する規則であります。施行日でございますが、公布の日から施行いたします。

提案理由は、三原市青年の家設置及び管理条例が廃止されたため、この案を提出するものでございます。以上、よろしくお願いします。

安原教育長 説明がありました。何かご質問ご意見ございますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第5号」について原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第5号」は原案通り可決されました。ここからは非公開にて審議いたします。

(非公開案件審議)

三教委議第6号 原案どおり可決。

三教委議第7号 原案どおり可決。

三教委議第8号 原案どおり可決。

三教委議第9号 原案どおり可決。

三教委報第5号 承認。

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の定例教育委員会会議は4月23日水曜日に開催いたします。

他にないようでしたら、これで第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。

16時40分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名_____

署名_____